

21. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成26年度～令和5年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	3.2% (53) [1642]	5.2% (79) [1513]	7.2% (110) [1533]	9.1% (145) [1586]	10.8% (157) [1455]	18.2% (254) [1394]	43.1% (618) [1434]	59.1% (769) [1302]	69.1% (850) [1230]	76.8% (956) [1245]
女性	98.3% (350) [356]	100.3% (336) [335]	99.7% (363) [364]	101.0% (393) [389]	100.0% (352) [352]	99.2% (372) [375]	99.7% (383) [384]	109.9% (412) [375]	98.2% (374) [381]	106.6% (373) [350]

(注) 1 ()は新規取得者数、[]は新規取得可能者数を表す。

(注) 2 新規取得者数とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

(注) 3 男性職員の新規取得可能者数とは、当該年度中に子が生まれた男性職員をいう。また、女性職員の新規取得可能者数とは、令和2年度以前は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員を、令和3年度以降は当該年度中に子が生まれた女性職員をそれぞれいう。

(注) 4 取得率とは、新規取得可能者数に対する新規取得者数の割合をいう。なお、新規取得者数には、当該年度より前に育児休業取得可能となった職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。